

内容評価項目（通所系サービス）

デイサービス ふらて

A - 1 生活支援の基本と権利擁護

(1) 生活支援の基本

①	利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	/6項目
評価の着眼点（該当する場合は口にチェック）		
✓	利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。	
✓	日々の支援において利用者の自立に配慮して援助を行うとともに、自立や活動参加への動機づけを行っている。	
✓	利用者の希望等を把握し、日中活動に反映するとともに、複数の活動メニューと社会参加に配慮したプログラムが実施されている。	
✓	利用者一人ひとりの生活と心身の状況に配慮し、日中活動に参加できるよう工夫している。	
✓	利用者が日常生活の中で、役割が持てるように工夫している。	
✓	利用者一人ひとりに応じた生活となっているかを検討し、改善する取組が組織的に継続して行われている。	
②	利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	/7項目
✓	利用者の思いや希望を十分に把握できるよう、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションを行っている。	
✓	利用者の思いや希望を把握し、その内容を支援に活かしている。	
✓	利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉づかいが徹底されている。	
	コミュニケーションの方法や支援について、検討・見直しが定期的に行われている。	
✓	話すことや意思表示が困難であるなど配慮が必要な利用者には、個別の方法でコミュニケーションを行っている。	
✓	（特養、通所介護、養護、軽費）利用者が話したいことを話せる機会をつくっている。	
✓	（特養、通所介護、養護、軽費）会話の不足している利用者には特に気を配り、日常生活の各場面でも話をしてもらえるようにしている。	

(2) 権利擁護

①	利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	/6項目
✓	権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。	
✓	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
✓	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。	
✓	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。	
✓	権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
✓	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	

A - 2 環境の整備

(1) 利用者の快適性への配慮

①	福祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。	/4項目
---	---------------------------------	------

✓	福祉施設的环境は清潔で、適温と明るい雰囲気は保たれている。
✓	利用者にとって快適で、くつろいで過ごせる環境づくりの工夫を行っている。
✓	環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。
✓	(通所介護) 休息に適した環境づくりを行っている。

A - 3 生活支援

(1) 利用者の状況に応じた支援

① 入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。		/10項目
✓	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、入浴形態や方法を検討・確認し、入浴支援(入浴介助、清拭、見守り、声かけ等)を行っている。	
✓	安全・快適に入浴するための取組を行っている。	
✓	入浴の誘導や介助を行う際は、利用者の尊厳や感情(羞恥心)に配慮している。	
✓	入浴を拒否する利用者については、利用者の状況に合わせ対応を工夫している。	
✓	入浴方法等について利用者の心身の状況に合わせ、検討と見直しを行っている。	
✓	入浴の可否の判断基準を明確にし、入浴前に健康チェックを行い、必要に応じて清拭等に代えるなどの対応をしている。	
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 心身の状況や感染症、意向等を踏まえて入浴順の配慮を行っている。	
✓	(特養、通所介護) 利用者が自力で入浴できる場合でも、安全のための見守りを行っている。	
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 利用者の心身の状況や意向に合わせた入浴形態・方法を実施するための浴槽、福祉用具等が用意されている。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家庭での入浴について利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	
② 排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。		/10項目
✓	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。	
✓	自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。	
✓	トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。	
✓	排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情(羞恥心)に配慮している。	
✓	排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。	
✓	排せつの自立のための働きかけをしている。	
✓	必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。	
✓	支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。	
✓	(特養、通所介護) 尿意・便意の訴えやおむつ交換の要望に対して、できる限り早く対応できるようにしている。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家庭での排せつについて利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	
③ 移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。		/9項目

✓	利用者の心身の状況、意向を踏まえ、できるだけ自力で移動できるよう支援を行っている。
✓	移動の自立に向けた働きかけをしている。
✓	利用者の心身の状況に適した福祉機器や福祉用具が利用されている。
✓	安全に移動の介助を実施するための取組を行っている。
✓	介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。
	(特養、通所介護、養護、軽費) 利用者が移動しやすい環境を整えている。
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 移動に介助が必要な利用者が移動を希望した際に、できる限り早く対応できるようにしている。
✓	(通所介護) 送迎サービスは、利用者の希望、心身の負担や乗降時・移動中の安全に配慮し実施されている。
✓	(通所介護、訪問介護) 家庭での移動について、動線の安全の工夫や福祉用具等の利用を含めた助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

(2) 食生活

①	食事をおいしく食べられるよう工夫している。	/3項目
✓	食事をおいしく、楽しく食べられるよう献立や提供方法を工夫している。	
✓	(特養、 <u>通所介護</u> 、養護、軽費) 食事の環境と雰囲気づくりに配慮している。	
✓	(特養、 <u>通所介護</u> 、養護、軽費) 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
②	食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	/8項目
✓	利用者の心身の状況、嚥下能力や栄養面に配慮した食事づくりと提供方法を工夫している。	
✓	利用者の食事のペースと心身の負担に配慮している。	
✓	利用者の心身の状況を適切に把握し、自分でできることは自分で行えるよう支援している。	
✓	経口での食事摂取を継続するための取組を行っている。	
✓	誤嚥、窒息など食事中の事故発生の対応方法を確立し、日頃から確認、徹底している。	
✓	食事提供、支援・介助方法等について利用者の心身の状況に合わせ、検討と見直しを行っている。	
✓	(特養、通所介護、訪問介護) 食事、水分の摂取量を把握し、食事への配慮、水分補給を行っている。	
✓	(訪問介護、通所介護) 家庭での食事や水分摂取について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	
③	利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	/7項目
✓	利用者が口腔機能の保持・改善に主体的に取り組むための支援を行っている。	
	職員に対して、口腔ケアに関する研修を実施している。	
	(特養、 <u>通所介護</u> 、養護、軽費) 歯科医師、歯科衛生士の助言・指導を受けて、口腔状態及び咀嚼嚥下機能の定期的なチェックを行っている。	
	(特養、 <u>通所介護</u>) 利用者の口腔清掃の自立の程度を把握し、一人ひとりに応じた口腔ケアの計画を作成し、実施と評価・見直しを行っている。	

	(特養、 <u>通所介護</u>) 口腔機能を保持・改善するための取組を行っている。
	(通所介護) 食後に、利用者の状況に応じた口腔ケア及び口腔内のチェックを行っている。
✓	(通所介護、訪問介護) 家庭での口腔ケアについて、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

(3) 褥瘡発生予防・ケア

①	褥瘡の発生予防・ケアを行っている。	/6項目
✓	褥瘡対策のための指針を整備し、褥瘡の予防についての標準的な実施方法を確立し取組んでいる。	
✓	標準的な実施方法について職員に周知徹底するための方策を講じている。	
✓	褥瘡予防対策の関係職員が連携して取組んでいる。	
✓	褥瘡発生後の治癒に向けたケアが行われている。	
✓	褥瘡ケアの最新の情報を収集し、日常のケアに取り入れている。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家庭での褥瘡予防について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	

(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養 *実施なし*

①	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。	/5項目
	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養の実施についての考え方(方針)と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。	
	喀痰吸引・経管栄養は、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。	
	医師や看護師の指導・助言のもと安全管理体制が構築されている。	
	介護職員等の喀痰吸引・経管栄養に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。	
	介護職員等の喀痰吸引・経管栄養の研修の機会を確保し、実施体制の充実・強化をはかっている。	

(5) 機能訓練、介護予防

①	利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	/5項目
✓	利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取り組むための支援を行っている。	
✓	利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。	
✓	(特養、通所介護、訪問介護) 日々の生活動作の中で、意図的な機能訓練や介護予防活動を行っている。	
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 一人ひとりに応じた機能訓練や介護予防活動を計画的に行い、評価・見直しをしている。	
✓	(通所介護、訪問介護) 認知症の症状の早期発見に努め、介護支援専門員を通して医療機関等につないでいる。	

(6) 認知症ケア

①	認知症の状態に配慮したケアを行っている。	/10項目
✓	利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。	
✓	あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。	
✓	行動・心理症状(BPSD)がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。	

	職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。
	(特養、通所介護、養護、軽費) 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。
	(特養、通所介護、養護、軽費) 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状(BPSD)について分析を行い、支援内容を検討している。
✓	(通所介護、訪問介護) サービス利用時の様子を家族に伝えるなどして、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。
✓	(通所介護、訪問介護) 家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。
✓	(通所介護、訪問介護) 認知症の理解やケアに関して、利用者・家族に助言したり、家族会などの社会資源について情報提供を行っている。また、助言した内容については、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

(7) 急変時の対応

①	利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	/8項目
✓	利用者の体調変化に気づいた場合の対応手順、医師・医療機関との連携体制を確立し、取組んでいる。	
✓	日々の利用者の健康確認と健康状態の記録を行っている。	
✓	利用者の体調変化や異変の兆候に早く気づくための工夫をしている。	
✓	職員に対して、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する研修を実施している。	
✓	体調変化時の対応について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
✓	(特養、通所介護、養護、軽費) 利用者の状況に応じて、職員が適切に服薬管理または服薬確認をしている。	
✓	(通所介護) その日の体調について、迎え時に家族から情報を得て、さらに利用開始時・終了時には必ず健康チェックを行っている。	
✓	(通所介護) 異変があった場合には、家族、医師、介護支援専門員等に連絡する体制を確立している。	

A - 4 家族等との連携

(1) 家族等との連携

①	利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	/7項目
✓	家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。	
✓	利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。	
✓	家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。	
✓	家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家族が必要とする情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員など専門職、関係機関につないでいる。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家族(介護者)に対し、必要に応じ介護に関する助言や介護研修を行っている。	
✓	(通所介護、訪問介護) 家族(主たる介護者)の心身の状況や家族による介護・介助方法にも気を配り、必要に応じて介護支援専門員に報告している。	

利用者の要介護状態の改善のためのサービス評価基準(滋賀県独自項目)

1. プロセス(過程)の評価

利用者の要介護状態の改善に資する取り組みを行っている。

(1) 運動器の機能向上に資する取組を計画的・組織的に行っている。		/7項目
✓	利用者ごとの機能訓練計画がある。(個別のサービス計画に機能訓練に関する取組を盛り込んでいる場合を含む。)	
✓	機能向上に向けた取組を計画するにあたり、利用者の自己決定に配慮するとともに、具体的な目標を設定するよう努めている。	
✓	機能向上に向けた取組を計画するにあたり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等が参加している。	
✓	機能向上に向けた取組を行っている。	
✓	利用者ごとの機能訓練の実施記録がある。	
✓	機能向上に向けた取組が組織的に行えるよう、研修や職員の意識啓発に取り組んでいる。	
✓	課題分析、目標設定、モニタリング、目標達成状況の評価と利用者の状態に応じて、継続的に取り組んでいる。	
(2) 日常的な介護サービスにおいて要介護状態の改善に資する取組を行っている。		/4項目
✓	利用者の状態に応じた食事提供を行っている。	
✓	利用者の状態に応じた食事介助を行っている。	
✓	利用者の栄養状態を把握している。	
✓	利用者の低栄養状態を改善するよう支援を行っている。	